

基本政策

3

市民生活を豊かにする 環境づくり

- 大気、緑、水、土壌、資源など、さまざまな自然の恵みは循環や再生を繰り返しながら、私たちの生命を支え続けており、生き生きとすこやかに暮らしていくためには、環境を守ることが不可欠です。
- 地球温暖化や資源・エネルギー問題など地球規模での環境問題がより深刻化する中で、環境変化に対して柔軟に適応するとともに、市民、事業者などと協働しながら、地球や地域の環境保全を進め、健康で快適に暮らし続けることができる持続可能なまちづくりを進めます。
- また、川崎がこれまで培ってきた優れた環境技術や、公害を克服する過程で得られた経験を活かして、新たな環境技術を創り出すとともに、多くの市民にとって母なる川とも言える多摩川や、多摩丘陵など、生活にうるおいとやすらぎをもたらす市民共有の貴重な財産である緑を次世代に継承するなど、人と自然が共生する社会を、さまざまな主体と力を合わせてつくりだしていきます。

(川崎市基本構想)

政策の体系

基本政策 3 市民生活を豊かにする環境づくり

政策3-1 環境に配慮したしくみをつくる

政策3-2 地域環境を守る

政策3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす

政策3-1 環境に配慮したしくみをつくる

1 政策の方向性

- 本市はこれまで、低炭素社会の構築に向け、優れた環境技術の集積を活かしながら、市民や事業者など多様な主体との協働により、地球温暖化対策に取り組んできました。
- 一方で、地球温暖化により、異常気象や生態系への影響が生じていることから、これまで取り組んできた温室効果ガスの排出抑制などの緩和策とあわせ、地球温暖化による影響に対応した適応策に取り組むとともに、市民や事業者の環境意識を醸成するなど、環境に配慮したしくみづくりを推進していきます。

(川崎市基本計画)

2 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
地球温暖化の防止など、環境に配慮した生活を送っている市民の割合 (市民アンケート)	53.2%	49.9%	55%以上

3 施策の体系

政策3-1 環境に配慮したしくみをつくる

施策3-1-1 地球環境の保全に向けた取組の推進

施策3-1-1 地球環境の保全に向けた取組の推進



川崎市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 平成30（2018）年に改定した「地球温暖化対策推進基本計画」及び令和2（2020）年に策定した脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」に基づき、令和32（2050）年の脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入やエネルギーの最適利用の推進、次世代自動車等の普及促進、グリーンイノベーション推進など、市民・事業者などの多様な主体との協働により、地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の排出量削減に向けた取組（緩和策）を進めています。



- 令和2（2020）年4月に「気候変動情報センター」を設置し、気候変動の影響や適応に関する情報収集、分析を通して、市民や事業者に対して気候変動の適応を進めるためのサポートを実施するなど、気温上昇や短時間強雨の発生など気候変動の影響に対する取組（適応策）を進めています。
- 政令指定都市初の取組として、ESG投資の促進に向け令和3（2021）年7月にグリーンボンドを発行したほか、同年11月には水素ステーション等の設置促進を税制面から支援するための措置を創設するなど、地球温暖化に対する社会全体の関心を高めるための取組を進めています。

2 施策の主な課題

- 市域の温室効果ガス排出量の大部分を占める産業系部門の脱炭素化に向けて、産業界との連携を強化するとともに、事業者が脱炭素化に取り組むインセンティブとなる制度の検討やイノベーション促進に必要な支援を充実させていく必要があります。
- 民生系部門の脱炭素化に向けて、市域の再生可能エネルギーの導入促進をより一層強化していくとともに、市民・事業者の行動変容を促していく必要があります。
- 市役所は民生系部門で市域最大規模の温室効果ガス排出事業者であることから、市民・事業者の取組の模範となるよう、省エネの徹底や再生可能エネルギーの導入、グリーンボンドの活用など、温室効果ガス削減に向けた行動を自らが率先して示していく必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」等を踏まえた、新たな「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」に基づく、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進
- ★ 地球温暖化に起因する異常気象等に対応する、気候変動適応策の取組の推進

4 直接目標

- 地球温暖化による市民生活などへの影響を減らす

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
市域の温室効果ガス排出量の削減割合 (環境局調べ)	1990年度比 ▲13.8 % 2013年度比 第 3 期実施計画 から新たに設定 (平成25 (2013) 年度)	1990年度比 ▲19.3 % 2013年度比 ▲5.2 % (平成30 (2018) 年度暫定値)	1990年度比 ▲20 %以上 2013年度比 — (平成27 (2015) 年度)	1990年度比 ▲20.3 %以上 2013年度比 — (令和元 (2019) 年度)	1990年度比 ▲26.0 %以上 2013年度比 ▲13.1 %以上 (令和5 (2023) 年度)
市役所の温室効果ガス排出量の削減割合 (2013年度比) (環境局調べ)	第 3 期実施計画 から新たに設定	2013年度比 ▲9.6 % (令和2 (2020) 年度)	—	—	2013年度比 ▲18.5 %以上 (令和7 (2025) 年度)
市域の再生可能エネルギー導入量 (環境局調べ)	第 3 期実施計画 から新たに設定	20.5万 kW (令和2 (2020) 年度)	—	—	24.3万 kW以上 (令和6 (2024) 年度)
市民や市内の事業者による環境に配慮した取組(省エネなど)が進んでいると思う市民の割合 (市民アンケート)	24.9 % (平成27 (2015) 年度)	28.3 % (令和元 (2019) 年度)	26 %以上 (平成29 (2017) 年度)	28 %以上 (令和3 (2021) 年度)	30 %以上 (令和7 (2025) 年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和 3（2021）年度	令和 4（2022）～ 7（2025）年度	令和 8（2026）年度以降
地球温暖化対策事業 市民・事業者などの多様な主体との協働により、2050年の脱炭素社会の実現に向けて、地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の排出量削減に向けた取組（緩和策）及び気温上昇や短時間強雨の発生など気候変動の影響に対する取組（適応策）を推進します。	●「地球温暖化対策推進計画」に基づく取組の推進 ・国の新たな温室効果ガス削減目標の設定等の動向を踏まえた計画の改定 ●市民、事業者等と協働した取組の推進 - R2CC川崎エコ会議会 員数：全110団体 ・脱炭素アクションみぞのちを活用した行動変容の促進 ・川崎温暖化対策推進会議（CC川崎エコ会議）のネットワークを活用した協働の取組の推進 ・地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員と連携した取組の推進 ●かわさきエコ暮らし未来館等を活用した普及啓発の実施 - R2来場者数：5,407人 ・かわさきエコ暮らし未来館等を活用した普及啓発の実施 ●「地球温暖化対策の推進に関する条例」に基づく取組の運用 ・計画書・報告書制度の運用、表彰等の実施 ・省エネ診断の実施 ・計画書・報告書制度の運用及び見直しに向けた検討 ・中小規模事業者向け省エネ診断の実施 ●優れた環境技術・製品等を認定・認証する制度等の運用 - R2低CO₂川崎ブランド認定件数：全105件 ・制度の運用及び見直しに向けた検討 ●「地球温暖化対策推進法」に基づく地域脱炭素化促進事業の推進 ・地域脱炭素化促進区域に関する検討及び取組の実施 ●「地域脱炭素ロードマップ（国・地方脱炭素実現会議）」に基づく脱炭素先行地域づくりの推進 ・脱炭素先行地域づくりに関する検討及び取組の実施	事業推進	
環境エネルギー推進事業 脱炭素社会の実現に向け、市域の再生可能エネルギーの利用拡大や、創エネ・省エネ・蓄エネを組み合わせた、総合的なエネルギーに関する取組を推進します。	●市民、事業者向けの再生可能エネルギー導入促進に向けた取組の推進 ・個人住宅・中小規模事業者等への機器導入支援の実施 ・住宅用創エネ・省エネ・蓄エネ機器導入支援の実施 ・中小規模事業者等の省エネ機器導入支援の実施 ・行動変容につながる新たなしくみの構築 ●公共建築物内照明LED化の推進に向けた取組の実施 - R2LED導入施設数：11施設 ・LED化の推進に向けた取組の実施 ●公共施設への再生可能エネルギー電力導入の推進 ・公共施設への再生可能エネルギー電力導入 ・再生可能エネルギー電力導入の推進に向けた取組の実施 ●地域エネルギー会社の活用による市域の再生可能エネルギー普及拡大に向けた取組の推進 ・地域エネルギー会社の設立に向けた検討 ・廃棄物発電の有効活用等により再エネ普及拡大に取り組む地域エネルギー会社の設立 ・地域エネルギー会社の活用による市域の再エネ普及拡大に向けた取組の推進 ●公共施設における環境配慮の徹底 ・「市建築物における環境配慮標準」の運用 ・「市建築物における環境配慮標準」の運用及び見直し	事業推進	

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和 3（2021）年度	令和 4（2022）～ 7（2025）年度	令和 8（2026）年度以降
次世代自動車等普及促進事業 脱炭素社会の実現に向け、電気自動車（EV）や燃料電池自動車等の次世代自動車の普及やエコドライブの普及に向けた取組を推進します。	●次世代自動車の普及促進 ・国や近隣自治体と連携した普及促進・導入支援 ●水素ステーション等の整備に向けた取組の推進 ・整備に向けた検討、調整等の実施 ●エコドライブの推進に向けた講習会や啓発事業の実施 R2エコドライブ講習会 修了者数：670人 ●EVカーシェアリングを活用したEVの普及促進 ・EVカーシェアリング体感キャンペーン（R2）の検証 ●公用車への次世代自動車導入の推進 R2公用乗用車の電動化率：37.7%	・継続実施 ・継続実施 ・エコドライブの推進に向けた講習会等の実施 ・検証結果を踏まえた取組の実施 ・計画的な次世代自動車導入の実施	事業推進
グリーンイノベーション・国際環境施策推進事業 脱炭素社会の実現に向けて、本市の強みと特徴である環境技術・産業の集積を活かした「環境」と「経済」の調和と好循環の取組をより一層推進することで、グリーンイノベーションを促進していきます。	●グリーンイノベーションの創出に向けた研究会等の開催 ・事業者と連携した研究会やセミナー等の開催 ●グリーンイノベーションに関する情報発信 ・展示会等を通じた情報発信の実施 ●金融機関と連携したグリーンファイナンスの促進 ・金融機関と企業の対話ツールの作成 ●環境規制のワンストップ窓口の構築による事業者支援の実施 ・ワンストップ窓口の構築に向けた検討 ●各法・条例の特例制度の活用及び拡充による事業者支援の実施 ・特例制度の活用及び拡充に向けた検討	・継続実施 ・継続実施 ・金融機関と連携した脱炭素化の取組の推進 ・ワンストップ窓口の構築及び活用による事業者支援の実施 ・特例制度の活用及び拡充による事業者支援の実施	事業推進
環境教育推進事業 持続可能な社会の構築と脱炭素社会の実現に向けた人材育成のため、環境配慮行動を促すしくみの基盤となる環境教育・学習の取組を地域全体で推進します。	●「環境教育・学習基本方針」に基づく環境教育の総合的な推進 ・「環境教育・学習アクションプログラム」に基づく取組の推進 ●学校等と連携した環境教育・学習の推進 ・環境副読本のGIGAスクール対応等の検討、実施 ・幼児環境教育プログラムの作製 ●大人向け環境教育・学習の推進 ・地域環境リーダー育成講座の開催 R2地域環境リーダー数（累計）：全357人	・継続実施 ・GIGAスクールに対応した環境副読本等による環境教育の推進 ・幼児環境教育プログラムによる環境教育の実施 ・継続実施	事業推進

政策 3-2 地域環境を守る

1 政策の方向性

- 本市における大気や水質などは、汚染物質の排出抑制の取組により、大きく改善が図られていますが、一部で環境基準を達成していない状況もあることから、引き続き環境改善に向けた取組を推進します。
- また、廃棄物については、分別収集などの取組により大きく減量化・資源化が図られていることから、より一層の環境負荷の低減を図るため、市民・事業者・行政の協働による廃棄物の発生抑制、再使用について重点的に取り組みます。

(川崎市基本計画)

2 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
市内の空気や川などの水がきれいになったと思う市民の割合 (市民アンケート)	55.6%	49.3%	60%以上
ごみの分別や資源のリサイクルなど、ごみを減らす取組を行っている市民の割合 (市民アンケート)	86.6%	82.2%	90%以上

3 施策の体系

政策 3-2 地域環境を守る

施策3-2-1 地域環境対策の推進

施策3-2-2 持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進

施策3-2-1 地域環境対策の推進



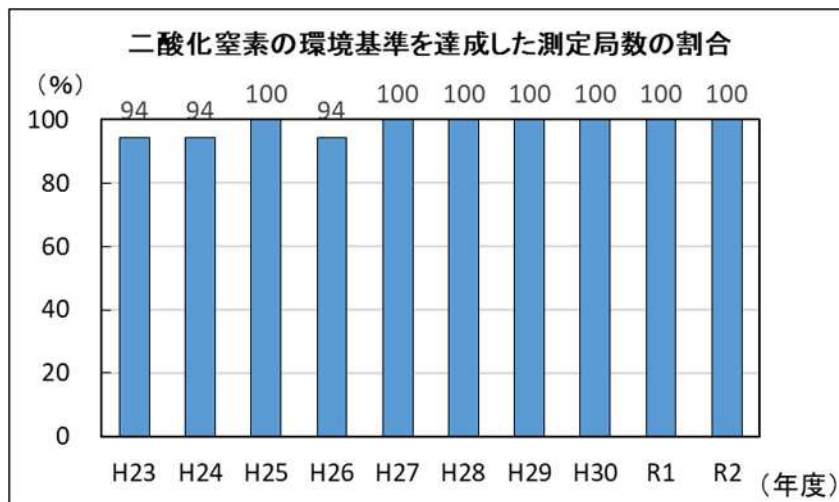
KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 法・条例に基づく工場・事業場への監視・指導や国・近隣自治体と連携した環境対策等に取り組んでいます。大気環境については、二酸化窒素やPM2.5（微小粒子状物質）が近年連続して全測定局で環境基準を達成し、水環境については、河川のBOD（生物化学的酸素要求量）が、市内すべての測定地点で環境基準値に適合しています。



資料：環境局調べ

- よりよい大気や水などの環境を次の世代へ引き継ぐため、環境保全の基盤となる法・条例に基づくこれまでの取組に加えて、多様な主体との協働・連携や環境配慮意識の向上など、新たな視点による取組を盛り込んだ「（仮称）大気・水環境計画」の策定を進めています。

2 施策の主な課題

- 大気や水などの環境は改善傾向にあるものの、光化学スモッグ注意報が毎年発令されているほか、一部で環境基準を達成していない状況もあることから、更なる環境負荷の低減を図るとともに、環境に関する市民実感の向上に向けて、法・条例に基づく取組や、環境配慮意識の向上につながる取組を推進する必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 環境基準等の達成維持に向けた、環境関連法や市条例に基づく取組の着実な実施
- ★ 更なる環境負荷の低減と環境に関する市民実感の向上をめざした「（仮称）大気・水環境計画」に基づく、多様な主体と連携した取組や事業者の自主的な取組等の推進

4 直接目標

- 空気や水などの地域環境を守る

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
光化学スモッグ注意報の発令日数 (環境局調べ)	6 日 (平成26 (2014) 年度)	2 日 (令和2 (2020) 年度)	2 日以下 (平成29 (2017) 年度)	0 日 (令和3 (2021) 年度)	0 日 (令和7 (2025) 年度)
光化学オキシダント環境改善評価 指標値 (環境局調べ)	第 3 期実施計画 から新たに設定	0.0106 ppm (令和2 (2020) 年度)	—	—	0.0105 ppm以下 (令和7 (2025) 年度)
二酸化窒素の環境基準を達成し た測定局の割合 (環境局調べ)	0.06ppmを達成した割合 94.4 % 0.04ppmを達成した割合 第 3 期実施計画 から新たに設定 (平成26 (2014) 年度)	0.06ppmを達成した割合 100 % 0.04ppmを達成した割合 58.8 % (令和2 (2020) 年度)	0.06ppmを達成した割合 100 % 0.04ppmを達成した割合 — (平成29 (2017) 年度)	0.06ppmを達成した割合 100 % 0.04ppmを達成した割合 — (令和3 (2021) 年度)	0.06ppmを達成した割合 100 % 0.04ppmを達成した割合 72.2 %以上 (令和7 (2025) 年度)
「きれいな水」の指標魚種の生息地 点割合 (環境局調べ)	第 3 期実施計画 から新たに設定	75 % (令和2 (2020) 年度)	—	—	100 % (令和7 (2025) 年度)
河川のBOD、運河部のCODの環 境基準値適合割合 (環境局調べ)	第 3 期実施計画 から新たに設定	100 % (令和2 (2020) 年度)	—	—	100 % (令和7 (2025) 年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) ~ 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度以降
大気・水環境保全事業 更なる環境負荷の低減に向け、市民の環境配慮意識の向上を図るとともに、大気・水環境の改善に係る取組を推進します。	●光化学オキシダント及びPM2.5対策の実施 ・事業者の自主的な排出削減を促進する取組の実施	・継続実施	事業推進
	●工場・事業場周辺の有害大気汚染物質排出実態調査の実施 実態調査及び調査結果に基づく指導・助言の実施	・継続実施	
	●公共用水域（河川・海域）における水質・生物調査等の実施 ・「きれいな水」の指標魚種の調査	・継続実施	
	●大気・水環境の保全に係る広域連携等による取組の推進 ・R2東京湾環境一斉調査への市内の参加団体数：19団体	・東京湾環境一斉調査への参加促進	
	●事故、災害時における有害物質等の流出防止に備えた取組 ・関係機関と連携した事故、災害対応	・継続実施	

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和 3（2021）年度	令和 4（2022）～ 7（2025）年度	令和 8（2026）年度以降
大気・水質発生源対策事業 環境基準の達成・維持等のため、関係法令等に基づき、大気汚染・水質汚濁の発生源対策を推進するほか、石綿の飛散防止対策を実施します。	●関係法令等に基づく工場・事業場への監視及び排出低減に向けた指導 R2 立入調査件数： 【大気】27件、【水質】85件	・立入調査の実施	事業推進
	●関係法令等に基づく届出等の審査 ・届出等の審査の実施	・継続実施	
	●建築物等の解体等作業における石綿の飛散防止対策の実施 R2 届出審査件数： 1,249件、R2 立入検査件数：634件	・届出審査、立入検査の実施	
環境常時監視事業 関係法令等に基づき大気や水の常時監視を実施するとともに、放射能関連施設周辺等において環境放射能モニタリングを行います。	●大気汚染防止法に基づく二酸化窒素、PM2.5、ベンゼン等の常時監視の実施 ・常時監視の実施	・常時監視の実施 ・庁舎建替等に伴う測定局移設などの検討	事業推進
	●水質汚濁防止法に基づく公共用水域（河川・海域）及び地下水の水質の常時監視の実施 ・常時監視の実施	・継続実施	
	●ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気、水質、底質及び土壌の常時監視の実施 ・常時監視の実施	・継続実施	
	●放射能関連施設周辺等の環境放射能に係るモニタリング調査の実施 R2 調査実施回数： 12回	・環境放射能に係るモニタリング調査の実施	
自動車排出ガス対策事業 自動車から排出される窒素酸化物等の削減に向け、低公害車の普及促進やディーゼル車運行規制、国・関係自治体等と連携した対策などの取組を行います。	●最新規制適合車や低公害車の普及促進に向けた取組の推進 R2 低公害車導入補助件数：5 件	・導入補助制度の運用 ・関係自治体等と連携した普及啓発の実施	事業推進
	●事業者の交通行動変容に向けた普及啓発の実施 ・環境配慮行動メニューなどの周知	・継続実施	
	●ディーゼル車運行規制に基づく車両検査等の実施 R2 検査台数：305 台	・車両検査等の実施	
	●エコ運搬制度による自動車環境対策の推進 ・制度の運用	・継続実施	
	●ディーゼル車のZEV（ゼロエミッション・ビークル）化の推進	・段階的なZEVへの転換に向けた調査研究	
地域環境計画・共創推進事業 環境が良好であるという市民の実感向上に向け、「（仮称）大気・水環境計画」に基づいた情報発信や、市民・事業者との協働連携などの取組を推進します。	●「（仮称）大気・水環境計画」に基づく取組の推進 ・「（仮称）大気・水環境計画」の策定	・「（仮称）大気・水環境計画」に基づく取組の推進	事業推進
	●環境配慮意識の向上に向けた取組の推進 ・「水辺の親しみやすさ調査」等の実施	・市民参加型のイベント等における「水辺の親しみやすさ調査」の実施 ・環境シビックプライドの醸成を図るための出前授業等の実施	
	●多様な主体との協働・連携の推進 ・市民・事業者とのワークショップ等の実施	・環境の「自分ごと化」を図るための市民・事業者とのワークショップ等の実施 ・大気を身近に感じる機会の創出に向けた視程調査等の実施	

施策3-2-2 持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして、一般廃棄物処理基本計画に基づき、リサイクルに関する意識向上はもとより、リサイクルよりも環境負荷が少ない2R（リデュース・リユース）に取り組むことで、1人1日あたりのごみ排出量は平成29（2017）年度から3年連続で政令指定都市最少となりました。なお、令和2（2021）年度は新型コロナウイルス感染症の影響等により、ごみ焼却量が増加しました。
- 一時多量ごみについて民間事業者を活用した新たな収集運搬制度を開始するなど、廃棄物行政を取り巻く諸課題に関する取組を進めるとともに、廃棄物の収集運搬について、令和3（2021）年度から、普通ごみ等収集運搬業務の一部の委託化を図り、民間部門を活用しながら安定性・安全性を確保しつつ効果的・効率的に事業を推進しています。また、安定的な廃棄物処理を行うため、長期的な視点で適切な処理施設等の更新を進めています。
- 集積所等からの家庭系廃棄物の持ち去り行為が発生している現状を踏まえ、市民の安全安心なごみ出し環境の保全と廃棄物の適正処理を推進するため、「廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」を改正し、持ち去りを禁止する規定等を設けました。



資料：環境局調べ

2 施策の主な課題

- 人口増加や、新型コロナウイルス感染症に伴うテレワーク等の生活様式の変化などにより、ごみ総排出量等への影響があることから、これまで以上に市民一人ひとりに環境に配慮した行動を促し、ごみの減量化・資源化を推進するとともに、安定的な廃棄物処理に向けて、適切な施設等の更新を進める必要があります。
- 廃棄物処理事業において、プラスチックごみの焼却に伴い多くの温室効果ガスを排出していることから、脱炭素社会の実現に向けて、特にプラスチック類の資源循環を推進していく必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 市民・事業者・行政の協働によるごみの減量化・資源化の推進
- ★ 安定性・安全性を確保した効率的・効果的な廃棄物処理事業の推進
- ★ 脱炭素化に向けたプラスチック資源循環の推進

4 直接目標

- 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を進める

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
1人1日あたりのごみ排出量 (環境局調べ)	998 _g (平成26 (2014) 年度)	901 _g (令和2 (2020) 年度)	971 _g 以下 (平成29 (2017) 年度)	917 _g 以下 (令和3 (2021) 年度)	873 _g 以下 (令和7 (2025) 年度)
ごみ焼却量 (1年間) (環境局調べ)	37.1万 _t (平成26 (2014) 年度)	35.8万 _t (令和2 (2020) 年度)	36.0万 _t 以下 (平成29 (2017) 年度)	34.4万 _t 以下 (令和3 (2021) 年度)	33.0万 _t 以下 (令和7 (2025) 年度)
プラスチック製容器包装の分別率 (環境局調べ)	第 3 期実施計画 から新たに設定	37.8 % (令和2 (2020) 年度)	—	—	45.0 %以上 (令和7 (2025) 年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和 3（2021） 年度	令和 4（2022）～7（2025）年度	令和 8（2026） 年度以降
減量リサイクル推進事業	循環型社会の構築をめざし、 ごみの減量化及びリサイクルを 推進するため、各種事業を実施 します。 R2出前ごみスクール実施数：186回 R2ごみ分別アプリ閲覧数：1,232,667回 R2ふれあい出張講座実施数：13回 R2廃棄物減量指導員連絡協議会開催数：19回 R2ごみゼロカフェ開催数：2回 ・主要駅等でのポイ捨て禁止キャンペーンなどの実施 ・ナッジの活用等による分別率向上に向けた取組の実施	●ごみの減量化及び資源化に向けた普及啓発、市民参加等の推進	
		・出前ごみスクールの実施 ・ごみ分別アプリの普及 ・ふれあい出張講座の実施 ・廃棄物減量指導員との連携 ・ごみゼロカフェの開催 ・主要駅等でのポイ捨て禁止キャンペーンなどの実施 ・ナッジの活用等による分別率向上に向けた取組の実施	
		●資源物の拠点回収等の推進	
		R2拠点回収量：95t R2小型家電回収実施場所数：26か所 ・資源集団回収の充実に向けた取組の実施	
	●食品廃棄物削減の推進		
	R2生ごみリサイクルリーダー派遣数：152人 ・3きり運動（使いきり・食べきり・水きり）の普及啓発の実施 ・食品ロス対策のツール作成に向けた検討 ・フードドライブの取組の充実に向けた検討	・生ごみリサイクルリーダーの派遣 ・3きり運動（使いきり・食べきり・水きり）の普及啓発の実施 ・食品ロス対策のツール作成に向けた検討・実施 ・フードドライブの取組の充実に向けた検討・実施	

施策 3-2-2 持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和 3（2021）年度	令和 4（2022）～ 7（2025）年度	令和 8（2026）年度以降
事業系ごみ減量化推進事業 事業系ごみの減量化・適正処理を図るため、排出事業者への普及啓発・指導等を行います。	●3Rに取り組む店舗等に係る認定制度の普及 R2リユース・リサイクルショップ：44店 R2エコショップ：430店 ●事業系ごみの減量化等に向けた広報の充実と指導の徹底 R2多量排出事業者等への立入調査実施数：144件 R2事業系一般廃棄物の焼却量：94,918 t ●事業系資源物のリサイクルの推進 ・リサイクルルートの拡充の実施 ●食品ロス対策等の推進 R2食べきり協力店：262店 ・食品リサイクルの取組の実施	・3Rに取り組む店舗等に係る認定制度の普及促進 ・事業系ごみの減量化等に向けた広報及び指導の実施 ・リサイクルルートの利用促進に向けた啓発の実施 ・「食品ロス削減協力店」制度の促進 ・食品リサイクルの取組の推進	事業推進
資源物・ごみ収集事業 市民生活を支えるライフラインとして、排出された資源物・ごみを安定的に安全に収集するとともに、委託化された収集業務については適正に執行されるよう事業者への指導等の取組を進めます。	●資源物、小物金属、粗大ごみの分別収集の実施 ・分別収集の実施 ●普通ごみの効率的かつ適正な収集運搬の実施 ・収集運搬の実施 ●ふれあい収集による高齢者・障がい者への支援 ・自ら一定の場所までごみを持ち出すことのできない方々に対し玄関先などまでごみを取りに行く「ふれあい収集」の実施 ●効率的・効果的な収集運搬体制の構築 ・中原、宮前生活環境事業所管内の普通ごみ収集運搬の一部民間委託の開始 ・処理センターの整備計画等を踏まえた収集運搬体制の検討	・継続実施 ・継続実施 ・ふれあい収集の実施 ・超高齢社会を見据えた効率的・効果的なふれあい収集の今後の方向性の検討 ・川崎、多摩生活環境事業所管内の普通ごみ収集運搬の一部民間委託の検討 ・処理センターの整備計画等を踏まえた収集運搬体制の検討	事業推進
資源物・ごみ処理事業 分別収集した資源物の中間処理を行い、適正に資源化を行うとともに、焼却ごみについては処理センターにおいて適正かつ安定的に処理を行います。	●資源物の適正かつ安定的な中間処理・資源化の推進 ・資源物の中間処理・資源化の実施 ●焼却ごみの適正かつ安定的な処理 ・ごみの焼却処理の実施 ●3 処理センター体制における円滑な処理体制の運営 ・浮島・堤根・王禅寺体制における円滑な処理体制の運営 ●放射性物質が検出され保管している灰の安全な保管及び処分の実施 ・保管灰の埋立の実施 ●環境負荷の低減に向けた取組の推進 ・環境マネジメントシステムの運用	・継続実施 ・継続実施 ・浮島・堤根（橘）・王禅寺体制における円滑な処理体制の運営 ・継続実施 ・継続実施	事業推進

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

区計画

進化管理・評価

政策体系別計画

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和 3（2021）年度	令和 4（2022）～7（2025）年度	令和 8（2026）年度以降
廃棄物処理施設基幹的整備事業 廃棄物処理施設の安定的な運用のため、廃棄物処理施設等の大規模改修を実施します。	●浮島処理センター基幹的施設整備事業の推進 ・整備の実施 ●王禅寺処理センター基幹的施設整備事業の推進 ・長寿命化計画の作成等 ●浮島 1 期廃棄物埋立処分場基幹的施設整備事業の推進 ・整備計画の作成		事業推進
廃棄物処理施設建設事業 廃棄物処理事業を長期安定的に運営していくため、老朽化した施設について建替等を行います。	●橘処理センター整備事業の推進 ・建設工事の実施 ●堤根処理センター整備事業の推進 ・整備計画の作成 ・環境影響評価手続の実施 ●入江崎クリーンセンター整備事業の推進 ・整備計画の作成 ・敷地基礎調査の実施 ●南部リサイクルセンター整備事業の推進 ・整備手法に係る検討	・建設工事の実施（R5施設稼働予定） ・環境影響評価事後調査の実施 ・整備計画の作成 ・環境影響評価手続の実施 ・整備計画の作成 ・継続実施	事業推進
廃棄物企画調整事業 地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして、「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、3R等を推進します。	●「一般廃棄物処理基本計画」に基づく3R等の取組の推進 ・「一般廃棄物処理基本計画第 3 期行動計画」の策定 ●プラスチック資源循環の推進 ・プラスチックごみ一括収集の実証事業の実施 ・市民・事業者との協働による取組の検討・実施 ・マイボトル利用促進に向けた給水スポットの導入実証 ・排出動向等調査の実施	・「一般廃棄物処理基本計画第 3 期行動計画」に基づく取組の推進 ・プラスチックごみ一括収集の実証結果を踏まえた取組の推進 ・市民・事業者との協働による取組の検討・実施 ・マイボトル利用促進に向けた給水スポットの導入実証等 ・排出動向等調査の実施	事業推進
余熱利用市民施設等運営事業 市民の健康の増進と文化の振興を図り、もってその福祉の向上に寄与するため、ごみ焼却に伴う余熱を有効利用し、余熱利用市民施設を管理運営します。	●余熱利用市民施設の管理運営等 - R2余熱利用市民施設利用者数（堤根・王禅寺）：222,672人 ●橘リサイクルコミュニティセンターの管理運営等 - R2橘リサイクルコミュニティセンター利用者数：11,979人 ・橘リサイクルコミュニティセンターのあり方に関する検討	・王禅寺余熱利用市民施設の管理運営 ・堤根処理センター建替えに伴う堤根余熱利用市民施設の休止、整備に向けた検討等 ・橘リサイクルコミュニティセンターの機能廃止（R4末廃止予定）	事業推進

政策 3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす

1 政策の方向性

- 本市には、多摩川、多摩丘陵などの自然をはじめ、これまで保全・整備を進めてきた都市公園や緑地、農地、河川など、多様な生物が息づく環境が残されています。豊かな自然環境は人々に安らぎをもたらすとともに、まちの品格を高めるなど、存在していることの効用が大きいことから、行政と企業、市民などさまざまな主体が協働、連携し、保全、創出、育成の取組を持続的に進め、市民の貴重な財産として次世代に継承していきます。

2 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
市内にある自然（緑地、河川など）や公園に満足している市民の割合 (市民アンケート)	44.4%	45.7%	50%以上

3 施策の体系

政策 3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす

施策3-3-1 協働の取組による緑の創出と育成

施策3-3-2 魅力ある公園緑地等の整備

施策3-3-3 多摩丘陵の保全

施策3-3-4 農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進

施策3-3-5 多摩川の魅力を活かす総合的な取組の推進

施策3-3-1 協働の取組による緑の創出と育成



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 地域のそれぞれの公園緑地の課題を解決するとともに、市民が身近な生活環境で緑を実感できるよう、「管理運営協議会」や「緑の活動団体」など、さまざまな主体と連携、協働しながら、公園緑地の保全を進めています。
- 市域に残された貴重な樹林や農地、水辺地等には、多様な生物が生息しており、地域の特性に応じ、市民・事業者等さまざまな主体と連携して、生き物の生息・成育環境の保全、普及啓発を進めています。



植樹祭の様子

2 施策の主な課題

- 緑の確保が一定程度進捗する一方で、ボランティアの高齢化等に伴い活動継続性の確保が困難になるなどの課題が生じてきており、若い世代の参加や活動参加者のスキルアップなど、人材確保・育成の取組を進めるとともに、今後、一層の市民協働の取組の推進を図るため、多様な主体との協働によるグリーンコミュニティの形成に向けた取組を進める必要があります。
- 多様な市民、事業者等とともに、本市の多様なみどりを活用したさまざまな活動等を通して、みどりの新たな価値の創出や、安心で心豊かな暮らしの実現に向けた取組を進める必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 多様な主体との協働によるグリーンコミュニティ形成に向けた取組の一層の推進
- ★ 緑化フェアを契機とした多様なみどりを活用した安心で心豊かな暮らしの実現に向けた取組の推進

4 直接目標

- 多様な主体との協働、連携により緑を育む

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
緑のボランティア活動の累計か所数 (建設緑政局調べ)	2,355 か所 (平成26 (2014) 年度)	2,304 か所 (令和2 (2020) 年度)	2,380 か所以上 (平成29 (2017) 年度)	2,420 か所以上 (令和3 (2021) 年度)	2,450 か所以上 (令和7 (2025) 年度)
市民150万本植樹運動による累計植樹本数 (建設緑政局調べ)	61 万本 (平成26 (2014) 年度)	110 万本 (令和2 (2020) 年度)	75 万本以上 (平成29 (2017) 年度)	90 万本以上 (令和3 (2021) 年度)	150 万本以上 (令和6 (2024) 年度)

※ その他成果指標として「緑に関連する活動に取り組んでみたい人または取り組んだことのある人の割合」を設定しますが、現在調査中のため、調査結果をもとに目標値を今後設定します。

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) ～ 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度以降
全国都市緑化フェア事業 令和6 (2024) 年度 開催予定の全国都市緑化フェアを契機とした、都 市 中 の「緑の価値」の創出に向けた取組や、フェア開催後のレガシーの形成に向けた取組を推進します。	●「全国都市緑化かわさきフェア」開催に向けた検討・調整 ・基本計画骨子の策定 (予定) ●かわさきフェアを契機とした緑の価値の創出に向けた取組の推進 ・かわさきフェアを契機とした緑の価値の創出に向けた取組の推進 ・関連施策と連携した取組の検討、実施 ・フェア開催後のレガシーの形成に向けた持続可能な取組の推進 ●多様な主体と連携した取組の推進 ・多様な主体と連携した取組の検討 ・プラットフォームの構築に向けた取組の推進 ・プラットフォームを活用した多様な主体と連携した取組の推進	・基本計画及び実施計画の策定、フェア開催	事業推進
緑の基本計画推進事業 緑あふれる都市環境の向上をめざし、「緑の基本計画」に基づく施策の進行管理など、緑に関する総合的な取組を進めます。	●「緑の基本計画」に基づく取組の推進 ・緑政事業の総合的な取組の推進及び進捗管理 ・九都県市緑化施策専門部会に関する調整	・継続実施	事業推進
都市緑化推進事業 市民、事業者との協働による緑化の推進、普及啓発を行い、環境の改善、景観向上に向けたまちづくりを進めます。	●地域緑化推進地区の認定・支援 ・地区の認定 (R3：新規2地区) と花苗等支援の実施 ●かわさき臨海のもりづくり区域の取組の推進 ・沿道の環境整備の推進 ・東扇島地区における沿道への植栽帯整備の推進 ●緑化推進重点地区の取組 ・重点地区における緑化事業の推進 ・重点地区における緑化事業の推進 ・緑化推進に向けた課題の抽出・検討、検討を踏まえた取組の推進 ●緑化助成制度の啓発活動及び支援の実施 ・支援の実施 ・効果的な支援内容の充実に向けた検討 ・支援の実施 ・検討の結果に基づく制度の運用 ●まちの樹の保存に向けた取組の推進 ・まちの樹の保存に向けた支援の実施、制度のあり方の検討 ・まちの樹の保存に向けた支援の実施、検討結果に基づく制度の運用		事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和 3（2021）年度	令和 4（2022）～ 7（2025）年度	令和 8（2026）年度以降
市民150万本植樹運動事業 ヒートアイランド現象の緩和や都市景観の向上等に向け、市民・事業者との協働により、市制100周年を迎える令和6年度までに、市民一人一本運動を展開し、150万本の植樹をめざして植樹運動を推進します。	●市民150万本植樹運動の推進 ・行政・事業者・個人の植樹の取組の推進 ・市民150万本植樹運動植樹祭の開催 ・事業推進に向けた新たな取組手法の検討	・植樹の取組の推進 ・植樹祭の開催 ・検討結果を踏まえた取組の推進	事業推進
公園緑地公民連携推進事業 公園緑地への更なる民間活力の導入や多様な主体との連携により、公園緑地の柔軟かつ多様な利活用を推進するとともに、持続可能な管理運営のしくみの構築に向けて取組を進めます。	●多様な主体による公園緑地等の管理運営のしくみの構築 ・公園緑地におけるP-PFI等の民間活力導入の推進 ・公園の賑わい創出及び魅力向上の取組の推進	・公園緑地におけるP-PFI等の民間活力導入の一層の推進 ・公園の賑わい創出及び魅力向上の取組の推進	事業推進
グリーンコミュニティ形成事業 管理運営協議会等の設立の促進や、緑に関わる人材の育成や発掘、活用を通じて、グリーンコミュニティの形成に向けた取組を推進します。また、人材育成、活用を学ぶプログラムをとおして、質の高い公園緑地空間を創出します。	●グリーンコミュニティ形成に向けた取組の推進 ・グリーンコミュニティの形成に向けた取組の検討 ・管理運営協議会等の設立促進と活動支援 ●新たな緑の人材の育成に向けた取組の推進 ・緑の保全や創出・人材育成、活用を学ぶプログラムの検討	・グリーンコミュニティの形成に向けた取組の推進 ・管理運営協議会等の設立促進と活動支援 ・緑の保全や創出・人材育成、活用を学ぶプログラムの策定 ・プログラムを活用した多様な主体との協働の取組	事業推進
生物多様性推進事業 生物多様性基本法に基づく地域戦略である「生物多様性かわさき戦略」に基づき、生物多様性への配慮意識の向上や、地域に息づく生き物の生息生育環境の保全、生き物などの情報収集・発信の取組を推進します。	●「生物多様性かわさき戦略」に基づく取組の推進 ・戦略の改定 ●生物多様性の保全に関する普及啓発の実施 ・身近な生き物の情報を募集し地図情報としてわかりやすく発信するサイト「かわさき生き物マップ」の運用 ・各種イベントでのパネル展示やリーフレットの配布	・「生物多様性かわさき戦略」に基づく取組の推進 ・継続実施	事業推進

施策3-3-2 魅力ある公園緑地等の整備



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 公園緑地は、都市の安全性の確保、良好な都市環境の形成、スポーツ・レクリエーション活動や地域コミュニティ活動の場のほか、災害発生時の避難地、救援活動拠点など重要な役割を果たしていることから、身近な公園については、地域の実情に応じて計画的に整備するとともに、多様な主体が活動している生田緑地などの大規模な公園緑地については、その立地特性等を踏まえ、個性と魅力のある整備に取り組んでいます。
- 等々力緑地及び富士見公園については、ライフスタイルの変化等に対応した多様な利活用や民間活力を導入した持続可能な公園の管理運営の取組を進めています。



生田緑地ピクニックデーの様子

2 施策の主な課題

- 公園緑地については、災害時の避難場所や地域コミュニティの形成の場として活用されるなど、貴重なオープンスペースとして再認識されており、利用価値を高めながら、誰もが利用しやすい特色ある公園緑地づくりを進めていく必要があります。
- 等々力緑地については、社会環境の変化による新たな課題や自然災害リスクの高まり等を踏まえ、民間活力の導入を前提に、魅力ある公園緑地等の整備に向けた取組を進める必要があります。
- 老朽化の進んだ公園の再整備やバリアフリー化を進めるとともに、長寿命化の取組により、遊具などの公園施設の適切な維持管理を継続する必要があります。
- 公園緑地の柔軟かつ多様な利活用の推進及び持続可能な管理運営のしくみの構築と多様なニーズに対応した市民満足度の高い都市公園等を創出していくために、民間の発想や運営ノウハウを活用したパークマネジメントの取組を進める必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 公園緑地の立地特性や地域ニーズ等を踏まえた、都市の価値を高め、魅力ある公園緑地づくりの推進
- ★ まちの賑わいの向上に向けた、民間活力の導入などによる大規模公園緑地の整備推進
- ★ 予防保全型の維持管理など公園施設の適切な維持管理の推進
- ★ 公園緑地の柔軟かつ多様な利活用や持続可能な管理運営に向けたパークマネジメントの推進

4 直接目標

- 豊かな市民生活を実現するため、都市に緑と水のオープンスペースを創出する

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
1 人あたりの公園緑地面積 (建設緑政局調べ)	5.0 m ² /人 (平成26 (2014) 年度)	4.9 m ² /人 (令和 2 (2020) 年度)	5.0 m ² /人以上 (平成29 (2017) 年度)	5.0 m ² /人以上 (令和3 (2021) 年度)	5.0 m ² /人以上 (令和7 (2025) 年度)
公園緑地の整備・管理状況について の満足度 (市民アンケート)	第 2 期実施計画 から新たに設定	56.8 % (令和元 (2019) 年度)	—	63 %以上 (令和3 (2021) 年度)	65 %以上 (令和7 (2025) 年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) ~ 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度以降
富士見公園整備事業 都心における総合公園である富士見公園の機能回復を図り、民間活力を導入した施設の再編整備を進めます。	●富士見公園再編整備に向けた取組の推進 ・「富士見公園再編整備基本計画」の策定(予定) ●民間活力導入による再編整備及び管理運営 ・民間事業者公募 ●老朽化した施設の先行整備 ・川崎富士見球技場照明塔改修工事	・計画に基づく取組の推進 ・民間事業者の公募・選定、再編整備、管理運営 ・川崎富士見球技場照明塔改修工事	事業推進
等々力緑地再編整備事業 社会環境の変化による新たな課題等に対応し、安全・安心で魅力あふれる公園の実現に向けて、民間活力を導入した緑地全体の再編整備を推進します。	●等々力緑地再編整備に向けた取組の推進 ・「等々力緑地再編整備実施計画」の改定(予定) ●民間活力導入による整備の推進 ・民間活力導入手法の決定	・計画に基づく取組の推進 ・民間事業者の公募・選定、整備設計等	事業推進
生田緑地整備事業 本市最大の緑の拠点である生田緑地について、自然環境を活かした総合公園として整備を進めます。	●「生田緑地整備の考え方」に基づく取組の推進 ・考え方に基づく取組の推進 ●「生田緑地ビジョン」に基づく取組の推進 ・ビジョンの改定に向けた検討 ●適正な植生管理に向けた取組の推進 ・「民家園植生管理計画」案の策定 ●民間活力導入による管理運営の推進 ・民間活力導入による管理運営の推進	・継続実施 ・ビジョンの改定、ビジョンに基づく取組の推進 ・計画の策定、計画に基づく取組の推進 ・其他地区における管理方針の見直し ・民間活力導入による管理運営の推進	事業推進

施策 3-3-2 魅力ある公園緑地等の整備

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和 3（2021）年度	令和 4（2022）～7（2025）年度	令和 8（2026）年度以降
魅力的な公園整備事業 地域特性に合わせた魅力ある施設の整備や老朽化の進んだ公園の再整備・バリアフリー化などの取組により、民間活力を導入しながら、利用価値が高まるよう魅力的な公園の整備を進めます。	●地域の特性に合わせた魅力ある公園づくりの推進 ・公園の再整備の推進 ・若者文化施策等と連携したスポーツ施設整備 ●バリアフリー整備の実施 ・公園内のバリアフリー化に向けた取組の推進 ●身近な公園の整備の実施 ・中野島 3 丁目公園整備工事 ・東名犬蔵公園整備実施設計 ●防犯機能を有する施設管理用カメラの管理 ・施設管理用カメラ設置の推進	・民間活力導入などによる公園の再整備の推進 ・若者文化施策等と連携したスポーツ施設整備 ・エリアの価値を高める質の高い公園緑地空間の創出に向けた整備の推進 ・バリアフリー化に向けた整備の実施 ・身近な公園整備の実施 ・施設管理用カメラの適切な管理 ・新たな設置手法の検討・実施	事業推進
市営霊園の整備 市営霊園において、安定した墓所供給と適切な管理運営を進めます。	●市営霊園整備に向けた取組の推進 ・緑ヶ丘霊園における小区画の一般墓所整備 ・早野聖地公園次期整備区域における造成・基盤整備 ・「川崎市営霊園整備計画」の改定（予定） ●無縁改葬の推進と墓所再募集の取組の推進 ・取組推進	・計画に基づく取組の推進 ・緑ヶ丘霊園における小区画の一般墓所整備 ・早野聖地公園次期整備区域における造成、基盤整備 ・早野聖地公園次期整備区域における合葬型墓所のあり方の検討 ・継続実施	事業推進
公園施設長寿命化事業 長寿命化の取組により、遊具などの公園施設の効果的な維持管理を進めます。	●長寿命化計画に基づく取組の推進 ・遊具等の点検と適切な維持管理	・公園施設の整備の実施	事業推進
河川環境整備事業 河川や水路について、環境に配慮した都市景観の形成や賑わいとうるおいのあるまちづくりの一環として、親水空間の整備を進めます。	●渋川環境整備の推進 ・「生物の水辺ゾーン」の整備 ●「二ヶ領用水総合基本計画」に基づく事業の推進 ・施設等の整備・更新	・「にぎわいの水辺ゾーン」「生物の水辺ゾーン」の整備 ・計画に基づく施設等の整備・更新	事業推進
夢見ヶ崎動物公園にぎわい創出事業 適切な飼育管理を行うとともに、多様な主体との連携により、動物とのふれあいや環境学習の場、さらには人々の交流を生む場として親しまれる動物公園をめざし、公園や地域の賑わい創出に向けた取組を進めます。	●公園や地域の賑わい創出に向けた取組の推進 ・利用者利便施設、園路設計の実施 ・サポーター制度の充実に向けた検討及び取組推進 ・動物園まつりなどのイベントの実施	・施設整備に向けた取組の推進、園の魅力向上に向けた新たな取組の検討 ・サポーター制度の検討結果を踏まえた取組推進 ・特色を活かしたプログラム・イベントの実施 ・民間活力導入に向けた検討 ・展示や飼育環境の改善に向けた取組の推進	事業推進
公園緑地の適正管理運営事業 公園緑地の適正管理に向けて、管理主体である各区役所道路公園センターと連携し、許認可業務、運動施設等の利用調整及び財産管理を適切に実施します。また、民間活力導入後の持続可能な管理運営を推進します。	●公園内有料施設の適正管理 ・適正管理の実施 ●公園緑地等の管理運営の推進 ・民間活用等の検討・実施 ・新たなルールづくりの柔軟な運用と周知に向けた取組	・継続実施 ・民間活用の推進 ・運用に基づく取組の推進	事業推進

施策3-3-3 多摩丘陵の保全



KAWASAKI
SDGs



川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

1 これまでの主な取組状況

- 市内に残された貴重な緑地、樹林地は、生物多様性の保全や市域を特徴づける景観形成などを進める上で大切な環境資源であることから、「特別緑地保全地区の指定」などの緑地保全制度を活用した取組や、企業・教育機関等と連携した保全地区内での里山の保全管理活動・環境教育など、効果的な緑地保全の取組を進めています。
- 王禅寺四ツ田緑地を「（仮称）四ツ田わんぱくの森」として、一般開放するなど、保全緑地における利活用と保全の好循環の創出に向けた取組を進めています。
- 首都圏で貴重な自然環境を有している多摩・三浦丘陵に関係する13自治体が「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」などを通して相互の課題を認識し、丘陵全体に必要な諸施策を広域的かつ効果的に検討するとともに、多様な主体と連携したイベントの開催など緑と水景の保全・再生・活用に向けた取組を行っています。



里山保全活動の様子

2 施策の主な課題

- 民間開発や相続などを契機として緑地の減少がみられることから、「特別緑地保全地区」の指定など緑地保全に関わるさまざまな制度の活用や、市民等による効果的な緑地・里山の保全・活用を推進し、ヒートアイランド現象の緩和や生物多様性に寄与する貴重な緑地や美しい里地・里山を次世代に継承していく必要があります。
- 特別緑地保全地区などにおいて、身近な自然環境とふれあう子どもたちの遊び場、学ぶ場などを創出するなど、多様な利活用に向けた取組を一層推進する必要があります。

3 施策の方向性

- ★ さまざまな制度を活用した緑地保全の取組の推進
- ★ 市民等による効果的な緑地・里山の保全や、保全緑地の多様な利活用の一層の推進

4 直接目標

- 市域に残された緑地、里山を再生、保全し、次世代に継承する

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
緑地保全面積 (建設緑政局調べ)	232 ha (平成26 (2014) 年度)	249 ha (令和 2 (2020) 年度)	272 ha以上 (平成29 (2017) 年度)	285 ha以上 (令和3 (2021) 年度)	300 ha以上 (令和7 (2025) 年度)
企業・教育機関等の参加による保 全活動累計か所数 (建設緑政局調べ)	4 か所 (平成26 (2014) 年度)	5 か所 (令和 2 (2020) 年度)	5 か所以上 (平成29 (2017) 年度)	7 か所以上 (令和3 (2021) 年度)	9 か所以上 (令和7 (2025) 年度)
市民が利用できる緑地※の累計か 所数 (建設緑政局調べ)	第 2 期実施計画 から新たに設定	27 か所 (令和 2 (2020) 年度)	—	27 か所以上 (令和3 (2021) 年度)	28 か所以上 (令和7 (2025) 年度)

※ 緑地保全制度で保全された樹林地で、散策などに市民が利用できる緑地

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) ～ 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度以降
緑地保全管理事業 緑地保全の推進により、市域の都市景観の向上、地球温暖化対策、生物多様性の保全等を図ります。また、緑地保全カルテを更新し、優先度の高いものから、市民協働の手法を取り入れた緑地保全を行い、植生管理や安全管理など適正な管理を進めます。	●特別緑地保全地区等の緑地保全に向けた取組の推進 ・現状等調査、地権者交渉の実施 ●特別緑地保全地区における買入れ申出に伴う土地の取得 ・土地取得の実施 ●斜面地の安全対策などの設計・整備 ・長尾特別緑地保全地区の安全対策の実施 ●企業や教育機関等の参加による保全活動の実施 ・保全活動の実施 ●市民利用のための施設整備 ・高石特別緑地保全地区の設計 ●保全緑地における樹林地管理の方針に基づく事業推進 ・方針策定検討 ●保全緑地における利活用と保全の好循環の創出 - 王禅寺四ツ田緑地における取組の推進	・現状等調査、地権者交渉の実施、緑地保全カルテの更新 ・継続実施 ・斜面地の安全対策の実施 ・継続実施 ・施設整備の実施 ・方針策定、方針に基づく管理 ・対象保全緑地の拡大 ・持続可能な運営に向けた取組の推進	事業推進
協働による里山管理事業 市民・企業・教育機関・ボランティア団体等との協働により、保全管理計画書の策定や環境教育等を実施し、市内に残された緑地・里地里山環境を次世代に継承していきます。	●「黒川地区緑地保全活用基本計画」に基づく里山の保全・活用の推進 ・地元住民と連携した樹林地の植生管理、体験学習、里山の利活用等の推進 ●市民等との協働による緑地の保全・活用 ・保全管理計画に基づく取組の推進、保全活動団体の支援 ●企業、教育機関等の協働による緑地保全の取組推進 ・「かわさき里山コラボ」事業の推進 ・大学連携による新たな緑地管理手法の検討 ●広域連携プラットフォームの形成による取組推進 ・「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」の開催	・基本計画に基づく取組の推進 ・保全管理計画に基づく取組の推進、保全活動団体の支援 ・「かわさき里山コラボ」事業の推進 ・大学連携による新たな緑地の保全・活用の推進 ・多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議の開催 ・広域連携プラットフォームの形成による取組の推進	事業推進

施策3-3-4 農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進



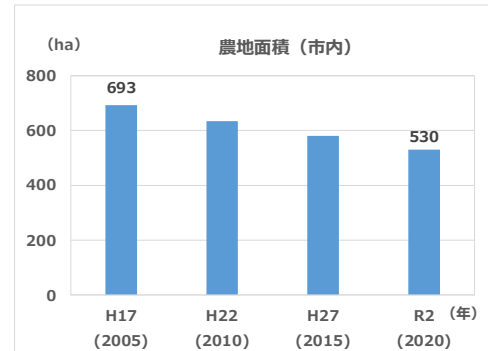
KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全するため、生産緑地地区の指定事務を行うとともに、特定生産緑地の指定を行っています。
- 農地が有する多面的機能を活かすため、大地震発生時における市民の安全確保と円滑な復旧活動に資するとともに、農地の防災空間としての役割について市民の理解を深めることを目的に、JAセレサ川崎等と連携し、農地所有者の協力により防災農地の登録を進めています。
- 「農」とのふれあいによる農業への理解促進を図るため、市民農園等の確保に努めるとともに、従来の市が管理する市民農園から利用者組合が管理運営を行う地域交流農園への移行を行っています。



資料：「固定資産概要調書」（非課税農地を除く）

2 施策の主な課題

- 都市農地は、都市に「あるべきもの」とされており、多面的機能を有する農地の保全・活用の重要性は高まっています。その一方で市内農地は今後も減少が見込まれているため、引き続き関連法令の制定・改正等の国の動きを踏まえた対応も含めて、農地の保全・活用に向けた取組を一層推進していく必要があります。
- 地場農産物のニーズや、「農」にふれあいたいとする市民のニーズは高く、市内農業への関心が高まっています。一方で、農薬散布や堆肥の臭気等、依然として市民の理解が得られにくい面もあるため、市民の都市農業に対する理解の促進に向け、効果的なPRを積極的に行っていく必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 多面的な機能を有する都市農地の保全・活用に向けた取組の推進
- ★ 農地の利用意向把握や利用権設定等の促進による農地の利用集積・集約化の推進
- ★ 多様な主体との連携による、市民が「農」にふれる場の提供促進
- ★ 都市農業に対する理解の促進に向けた効果的なPRの実施

4 直接目標

- 多面的な役割を果たしている貴重な農地を市民とともに継承する

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
生産緑地の年間新規指定面積 (経済労働局調べ)	12,000 ㎡ (平成26 (2014) 年度)	26,980 ㎡ (令和 2 (2020) 年度)	12,000 ㎡以上 (平成29 (2017) 年度)	12,000 ㎡以上 (令和3 (2021) 年度)	12,000 ㎡以上 (令和7 (2025) 年度)
防災農地の年間新規登録数 (経済労働局調べ)	7 か所 (平成26 (2014) 年度)	21 か所 (令和 2 (2020) 年度)	8 か所以上 (平成29 (2017) 年度)	8 か所以上 (令和3 (2021) 年度)	8 か所以上 (令和7 (2025) 年度)
市民農園等の累計面積 (経済労働局調べ)	73,790 ㎡ (平成26 (2014) 年度)	85,786 ㎡ (令和 2 (2020) 年度)	78,000 ㎡以上 (平成29 (2017) 年度)	105,000 ㎡以上 (令和3 (2021) 年度)	111,000 ㎡以上 (令和7 (2025) 年度)
利用権設定等の集積面積 (経済労働局調べ)	第 3 期実施計画 から新たに設定	7.2 ha (令和 2 (2020) 年度)	—	—	10.0 ha以上 (令和7 (2025) 年度)

※ その他成果指標として「都市農業に対する関心度」を設定しますが、現在調査中のため、調査結果をもとに目標値を今後設定します。

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) ～ 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度以降
農環境保全・活用事業 良好な農環境を保全するとともに、都市農業を振興し、多面的な農地の活用を図ります。	●生産緑地地区の指定や、利用権設定等農地の貸借の推進による都市農地の保全 ・生産緑地、特定生産緑地制度の周知及び指定の推進 R2 利用権設定等の集積面積：7.2ha	・生産緑地、特定生産緑地制度の周知及び指定の推進 ・農業委員会の農地バトル等把握した遊休農地の利用意向調査結果を活用した農地集積の推進 ・関係機関等と連携した新たな担い手への貸借マッチングの推進	事業推進
	●大震災時に一時避難所として利用される市民防災農地の確保 ・登録の推進 R2 登録数：21件	・市民防災農地の登録の推進	
	●里地里山の整備・管理、里地里山等利活用実践活動による人材育成 ・里地里山・農業ボランティア育成講習の開催 R2 開催数：44件	・里地里山の整備・管理等を通じた人材育成の推進	
	●グリーン・ツーリズムの普及・啓発の推進 ・情報発信の実施	・ホームページ等による情報発信の実施	
	●大型農産物直売所「セサモス」と連携した都市農業の振興 R2 イベント等の開催数：23回	・イベントの開催等を通じた都市農業の振興	

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和 3（2021）年度	令和 4（2022）～ 7（2025）年度	令和 8（2026）年度以降
市民・「農」交流機会推進事業 「農」にふれあいたいとする市民ニーズに応えるとともに、市民の都市農業への理解促進を目的として、かわさき地産地消推進協議会を主体とした各種「農」イベント等の開催などにより、市民が「農」を知る機会を提供します。 また、市民が「農」にふれる場づくりを推進するため、川崎市市民農園の管理運営を行うとともに、農業者が開設する市民ファーム農園や農作業の指導を行う体験型農園について制度の普及・啓発を行います。	●市民が「農」にふれる場としてのイベント等の開催 R2開催：0回（中止）	・市民が「農」に親しむ「花と緑の市民フェア」等の開催	事業推進
	●直売イベント等を通じた地産地消の推進 R2農産物直売会開催：0回（中止） R2料理教室開催：0回（中止） R2協議会開催：2回	・かわさき地産地消推進協議会を主体とした地産地消の推進	
	●市民農園の効率的な管理運営 ・管理運営の実施	・市民農園の管理運営及び利用者の募集	
	●市民農園の地域交流農園への円滑な移行に向けた調整及び地域交流農園の普及支援 ・普及・運営支援及び利用者の募集 R2支援数：3農園	・地域交流農園の普及・運営支援及び利用者の募集	
	●農業者が開設する市民ファーム農園や農作業の指導を行う体験型農園の普及支援 ・支援の実施 R2市民ファーム支援数：3農園 R2体験型農園支援数：11農園	・市民ファーム農園や体験型農園の普及・運営支援の実施	

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

政策体系別計画

区計画

進化管理・評価

施策3-3-5 多摩川の魅力を活かす総合的な取組の推進



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 多摩川は、首都圏における貴重な自然環境と多様な生命が共存する空間であるとともに、多摩川河川敷の運動施設等は、さまざまなスポーツ・レクリエーションの場として利用されており、市民共有の大切な財産となっています。こうしたことから、「新多摩川プラン」に基づき、かわさき多摩川ふれあいロード拡幅等の安全対策や、多様な主体と連携したイベント等のほか、市民との協働や流域自治体との連携による環境学習や体験活動などを行っています。また、パークボール場やバーベキュー広場の適正な管理を行うなど、多摩川の魅力向上に向けた取組を進めています。



丸子の渡しの様子

2 施策の主な課題

- これまでの市民や流域自治体との連携に加え、民間事業者との連携など、多摩川の更なる魅力向上や利活用に向けた取組を引き続き進める必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 民間活力の導入など多摩川の利活用による賑わいの創出に向けた取組の推進
- ★ 市民との協働や流域自治体等との連携による多摩川の魅力向上に向けた取組の推進

4 直接目標

- 多くの市民が「憩い」「遊び」「学ぶ」多摩川の魅力を高める

5 主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
多摩川を利用したことがあり、魅力を感じる人の割合 (市民アンケート)	37.7 % (平成27 (2015) 年度)	35.1 % (令和元 (2019) 年度)	38 %以上 (平成29 (2017) 年度)	41 %以上 (令和3 (2021) 年度)	42 %以上 (令和7 (2025) 年度)
渡し場イベントの参加者数 (建設緑政局調べ)	第 2 期実施計画 から新たに設定	500 人 (令和2 (2020) 年度)	—	4,900 人以上 (令和3 (2021) 年度)	6,000 人以上 (令和7 (2025) 年度)

※ その他成果指標として「多摩川関係のイベント等の参加者満足度」を設定しますが、現在調整中のため、調査結果をもとに目標値を今後設定します。

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	令和 3（2021） 年度	令和 4（2022）～7（2025）年度	令和 8（2026） 年度以降
多摩川プラン推進事業	多摩川河川敷の運動施設や 便益施設の再整備、利用の マナーアップに取り組むなど、 多摩川が市民に身近な存在 になるよう魅力向上の取組を 進めるとともに、更なる魅力 向上を図るため、水辺の賑わ い創出に向けた取組を進めま す。	●「新多摩川プラン」に基づく事業の推進 ・事業推進 ・プランの改定、プランに基づく事業の推進 ●多摩川河川敷の運動施設等の整備 ・施設の再整備 ・継続実施 ・かわさき多摩川ふれあいロードの延伸、拡幅、路面標示等の整備 ●多摩川の魅力を活かす取組の推進 ・指定管理施設の適正な運営 ・民間活力導入や市民等との協働による取組の推進 ・パークボール場やバーベキュー広場の適正な運営 ・民間活力導入や市民等との協働による取組の推進 ・若者文化施策等と連携したスポーツ施設整備	事業推進
	多摩川市民協働推進事業	市民との協働や流域自治体との連携により、環境学習や体験活動の取組を進め、さまざまな機会を通して多摩川の魅力を発信します。	●水辺の楽校の活動支援 - R2活動支援の実施 :12回 ・活動支援の実施 ●流域自治体との協働、連携の取組の推進 ・水辺の楽校、渡しの復活など、流域自治体との協働連携の取組の実施 ・流域自治体との協働連携の取組の実施 ●二ヶ領せせらぎ館や大師河原水防センターによる情報発信拠点の取組の推進 ・情報発信の実施 ・情報発信の実施

総
論

10
年戦
略

基本
政策
1

基本
政策
2

基本
政策
3

基本
政策
4

基本
政策
5

区計
画

進
行
管
理
・
評
価

政策体系別計画